誓約事項（借受者用）

ＦＣＶ等を借り受けるに当たり、次の事項について誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| ✓欄 | 誓約事項 |
|  | 使用期間中は、道路交通法等交通法規を遵守します。 |
|  | 運転者について、21歳以上75歳未満であり、安全な運転に支障が無いことを確認します。 |
|  | 災害等により、貸出公用車等を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、許可を取り消す場合があることについて、了承します。 |
|  | 運行上その他の事情で貸出公用車等に支障が生じたときは、許可の日時等を変更し、又は許可を取り消すことがあることについて、了承します。 |
|  | 使用前に、車両の安全点検や運転者のアルコールチェックを実施します。 |
|  | ＦＣＶ等を転貸又は借り受けた目的以外には使用しません。 |
|  | ＦＣＶ等からの電源供給について、イベント及び広報媒体で周知します。 |
|  | 貸出事業用の啓発物をFCV車両付近に掲示します。 |
|  | 許可した期間内に必ず返却します。 |
|  | 万が一、事故等で貸出公用車等を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合、市が加入している自動車保険で補填されない部分については、全て申請者又は運転者（以下「運転者等」という。）の負担とします。 |
|  | 事故等における運転者及び同乗者のけが等で市が加入している自動車保険等で保障されない部分については、全て自己責任で対応します。 |
|  | 事故等以外で貸出公用車等を損傷した場合は、双方の協議により取り決めます。 |
|  | 事故等によって生じた貸出公用車等に積載した荷物等の破損、事故等については、全て運転者等の負担とします。 |
|  | 飲酒運転や事故の防止を図るため、運転者の状態を確認します。 |